別紙１

高萩市移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　高萩市暴力団排除条例（平成２３年条例第２２号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団員等の反社会的勢力若しくは反社会的勢力と関係を有する者でないことを誓約します。

２　高萩市移住支援金交付要綱第８条の規定に基づき、わくわく茨城生活実現事業に関する報告及び立入調査について、茨城県及び高萩市から求められた場合には、それに応じます。

３　高萩市移住支援金交付要綱第９条の規定に基づき、以下の場合には、高萩市へ移住支援金の全額又は半額を返還します。

(1)　移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合、交付を受けた移住支援金の全額を返還します。

(2)　移住支援金の申請日から起算して３年未満で高萩市から転出した場合、交付を受けた移住支援金の全額を返還します。

(3)　移住支援金の申請日から起算して１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合、交付を受けた移住支援金の全額を返還します。

(4)　茨城県が県実施要領に基づき実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合、交付を受けた移住支援金の全額を返還します。

(5)　移住支援金の申請日から起算して３年以上５年以内に高萩市から転出した場合、交付を受けた移住支援金の半額を返還します。